

盛岡市サテライトオフィス誘致支援業務委託
プロポーザル審査要領

(目的)

第1 この要領は、盛岡市サテライトオフィス誘致支援業務委託の受注候補者決定に当たり、プロポーザルに参加した者（以下「参加者」という。）の中から受注候補者を決定するために必要な事項について定めるものとする。

(選定方法)

第2 選定にあたっては、提案内容を一次審査及び二次審査により評価し、受注候補者の選定を行う。

2 提案者が3者以下の場合、一次審査は実施しない。

3 提案者が4者以上の場合においては、一次審査を実施し、上位と評価された3者により、二次審査を行う。

(資格審査)

第3 提案内容が、当該業務委託公募型プロポーザルの募集に当たり定める応募要件を満たしていることの資格審査はものづくり推進課が行う。

(一次審査)

第4 一次審査は、次に掲げる者を指名し、企画提案書等の評価を行う。

(1) ものづくり推進課長

(2) ものづくり推進課課長補佐

(3) ものづくり推進課工業振興係長

(二次審査)

第5 二次審査は次に掲げる者を指名し、企画提案書等及び提案者からの事業説明を含むプレゼンテーションにより評価を行う。

(1) 市長公室都市戦略室長 室長又は室員

(2) 商工労働部ものづくり推進課 課長又は課長補佐

(3) 商工労働部立地創業支援室 室長又は室員

(4) 商工労働部ものづくり推進課工業振興係 係長又は係員

(審査の基準)

第6 審査の項目は次のとおりとする。

(1) 業務の目的の理解

(2) 創意工夫の提案内容

(3) 業務遂行能力

(4) 業務執行体制

(5) 費用

(審査の方法)

第7 第6に定める審査の項目に基づき「盛岡市サテライトオフィス誘致支援業務委託プロポーザル審査シート（以下「審査シート」という。）」を別紙のとおり定める。

2 評価は、参加者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。

3 参加者が1者のみであった場合にも、企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本事業を実施するにふさわしいか否かを評価する。

(受注候補者の選定)

第8 第7に定める審査の結果、各評価者が評価した評価点数を参加者ごとに合計し、その合計が最も高い参加者から合計点の高い順に順位を付し、当該順位の合計が最も低い参加者を受注候補者とする。ただし、参加者の全員について、各評価者が付した評価点の合計が満点の100分の50に満たない場合は、受注候補者無しとする。

2 前項の場合において、順位の合計点が最も低い参加者が2者以上あった場合は、審査シートの「業務の目的の理解」に関する審査項目について、各評価者が付した評価点数の合計点が最も高い参加者を受注候補者とする。

3 前項の場合において、評価点の合計が最も高い参加者が2者以上あった場合は、くじ引きにより受注候補者を決定する。

(審査結果の通知)

第9 審査結果は各参加者へ書面により通知する。

盛岡市サテライトオフィス誘致支援業務委託プロポーザル審査シート

審査員氏名： _____

参加者名： _____

審査項目及び点数

審査項目		審査対象	審査の観点	配点	重要度	得点
提案内容	業務の目的の理解	全般	業務の目的や趣旨を理解し、的確な内容の提案となっているか。	／5	×3	
	創意工夫の提案内容	面談機会の提供	・イベント等の開催方法及び個別面談機会の設定方法は適切であるか。 ・サテライトオフィスの設置可能性はあるが、イベントに参加していない企業に対する支援・コーディネート方法は適切であるか。	／5	×3	
		取組の周知・対応の代行	・サテライトオフィス誘致に関する取組の周知内容・方法は適切であるか。 ・イベント後や視察前後の企業のフォロー内容・方法は適切であるか。	／5	×3	
		その他	・市のサテライトオフィス立地や視察につなげるための創意工夫がなされているか。 ・その他の創意工夫があれば適切であるか。	／5	×3	
業務を適正かつ誠実に履行する能力	業務遂行能力	全般	・本業務に類する業務実績等から判断して、十分業務遂行できる能力が認められるか。	／5	×4	
	業務の執行体制	全般	・業務の執行体制は適切か。 ・作業量は適切か。	／5	×3	
	費用	全般	・費用対効果の観点から適正な見積額となっているか。	／5	×1	
合計						／100

点数の基準

- 5・・・特に優れている 4・・・優れている 3・・・創意工夫が認められる
2・・・いくつかの創意工夫が認められる 1・・・仕様を満たしている。